情報コーナー

化学物質に関する法改正の動き

(社)日本試薬協会 安全性·環境対策委員会 (執筆担当:純正化学株式会社 篠崎 公三)

化学物質に関する法律で平成22年9月から11 月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報又は当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認下さい。

1.化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)関係

1-1 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン の有害性調査の指示

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (昭和48年法律第117号)第5条の4第1項の規定 に基づき、調査を行うべき第一種監視化学物質 の製造又は輸入の事業を営む者(平成22年9月30 日前3年以内にこれらの事業を営んでいた者を含 む。)に平成22年9月30日付けで次の化合物の有 害性の調査を行い、その結果を報告するように公 示が有りました。

公示:『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく有害性の調査の指示について』

- ①調査を行うべき第一種監視化学物質の名称 1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン(以下 「HBCD」という。)
- ②調査を行うべき理由

当該第一種監視化学物質につき、鳥類の繁殖に支障を及ぼすおそれがあると疑うに足りる理由があると認められ、当該第一種監視化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがあると見込まれることから、化審法第2条第2項第1号に該当するかどうかを判定する必要があるため

③調査の項目

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化 学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性 の調査の項目等を定める省令(昭和49年総理 府、厚生省、通商産業省令第1号)第2条の4 第2号に規定する鳥類の繁殖に及ぼす影響

④報告書の提出期限

平成24年3月30日(金)

http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/seitai_index/100930kokuji.pdf

1-2 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)を 含有する消火器や泡消火薬剤等の取扱いについて

一部の消火器用消火薬剤や泡消火薬剤に含まれているペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸(PFOS)と呼ばれる化学物質は、平成22年10月1日より新たに化審法の規制対象になりました。

環境への排出を抑制するため、PFOSを含有する消火器や泡消火薬剤等の取扱いにあたっては、 以下の義務を遵守して頂く必要があります。

- ①取扱上の技術基準の適合義務 〔保管方法、移替え等の作業方法、保管数量 等の帳簿作成義務、漏出処理等〕
- ②譲渡・提供する場合の表示義務 [PFOSが含まれていること、その含有率、 注意事項、表示者の連絡先](火災時等災害 時の使用において化審法上の技術基準は設け ておりません。)

技術基準等に従ってお取り扱い頂ければ、化審法上問題はありませんが、PFOSの環境排出抑制のため、可能な限り早期の代替品への切り替えが望まれています。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ kasinhou/shokaki_kijun.pdf

2. 労働安全衛生法関係

2-1 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に 基づき新規化学物質の名称が公表されました。

通し番号18977~19259 (283物質)

http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-104-1-0.htm

2-2 変異原性が認められた化学物質の取扱い について

「労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」(平成22年厚生労働省告示第254号及び第353号)により、600物質の名称を公表したところですが、それらの化学物質のうち、22の届出物質について、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ましたので、次に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる旨の通知が有りました。

対象化合物に関しましてはホームページにてご 確認下さい。

 $http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/\\ T101202K0010.pdf$

3.消防法関係

消防法新規危険物候補物質等について

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」において、次の2点が消防法新規危険物候補物質等として提案されました。

- ①新規危険物候補物質=〈第1類第2種酸化性固体〉:過炭酸ナトリウム
- ②消防活動阻害物質候補=オキシ三塩化バナジウム

4. 毒物劇物取締法関係

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案について このたび、毒物又は劇物の該当性に係る薬事・ 食品衛生審議会答申(平成22年6月9日)を踏まえ 劇物の追加指定及び指定除外が行われ、平成23 年12月31日に施行されます。

(1)劇物に指定

- ①3-アミノメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシルアミン(別名イソホロンジアミン)及びこれを含有する製剤
- ②オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤
- ③1,3-ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

(2)劇物から除外

- ①4-[6-(アクリロイルオキシ) ヘキシルオキシ]-4'
 シアノビフェニル及びこれを含有する製剤
- ②アセトニトリル40%以下を含有する製剤
- ③N-[(RS)-シアノ(チオフェン-2-イル)メチル]-4エチル-2-(エチルアミノ)-1,3-チアゾール-5-カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- ④4-シアノ-3-フルオロフェニル=4-[(3E)-ペンタ-3-エン-1-イル]ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- ⑤2-シアノ-N-メチル-2-[3-(2,4,6-トリオキソテトラヒドロピリミジン-5(2H)-イリデン)-2,3-ジヒドロ-1H-イソインドール-1-イリデン]アセトアミド(別名ピグメントイエロー185)及びこれを含有する製剤
- ⑥4{トランス-4-[2-(トランス-4-ブチルシクロ ヘキシル) エチル]シクロヘキシル}ベンゾニ トリル及びこれを含有する製剤
- ⑦4-{トランス-4-[2-(トランス-4-プロピルシクロヘキシル)エチル]シクロヘキシル} ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

http://www.nikkakyo.org/DUP_uploadfiles/seireigaiyou.pdf

5. 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則の一部を改正について

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号) 第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一 部を改正する省令(厚生労働省令第百十八号)で 2品目が追加となりました。

- ①ブチルアミン
- ②フェネチルアミン

http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/ H10111110010.pdf